

大口定期預金

平成24年10月1日現在

1. 商品名（愛称）	○自由金利型定期預金 （愛称：大口定期預金）
2. ご利用いただける方	○法人および個人の方がご利用になれます。
3. お預入れ期間	○定型方式 1か月・2か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年・6年・7年・8年・9年・10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満で満期日を指定する方法もあります
4. お預入れに関する事項 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	○預入金額を一括してお預入れいただけます。 ○1000万円以上 ○1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息に関する事項 （1）適用利率 （2）利払時期	○お預入時もしくは自動継続時の店頭金利を約定金利として満期日まで適用します。 ○預入期間2年未満のものは満期日以降にこの預金とともに一括して支払います。 ○預入期間2年以上のものは各中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以降に利息の一部として中間払利息を支払います。 なお、中間払利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払金利（約定金利×70%、小数点4以下切り捨てます）により計算します。また、満期日以降に中間払利息を差し引いた利息の残額をこの預金とともに支払います。
（3）計算方法	○付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○個人の方・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ただし平成25年1月1日以降は復興特別所得税が課税され、 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率となります。 ※マル優のお取り扱いはできません。 ○法人の方・・・総合課税 ※非課税法人の場合は非課税。
9. 付加することのできる 特約に関する事項	○定型方式の場合は預入時のお申し出により、自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いができます。 ○個人のお客様で自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 （貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利）
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。

1 1. その他参考となる事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ○自動継続をご利用の場合、自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。 ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。
1 2. 金利情報の入手方法	○金利は店頭およびインターネット上のホームページに掲示します。詳細は窓口にお問い合わせください。
1 3. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、 03-5252-3772